

平成19年度の地方財政の課題

1. 新たな地方分権制度改革への取組

三位一体の改革の成果を踏まえ、以下の課題等に一体的に取り組み、「新分権改革」を推進。

- (1) 地方分権の推進に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。
- (2) 地方税について、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、地方交付税、国庫補助負担金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的に検討。
- (3) 地方交付税について、不交付団体の増加を目指すとともに、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による算定を行うなど見直しを実施。

2. 地方一般財源の総額の確保と地方財政の健全化等

- (1) 基本方針2006に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方財政計画の歳出を見直し、地方財源不足の圧縮に努めつつ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税などの一般財源の総額を確保するとともに、必要な地方債資金を確保。
- (2) 各地方公共団体が公表する「集中改革プラン」を着実に実施するとともに、地方行革の新しい指針を策定・通知すること等により、地方行革を強力に推進。
- (3) 地方公共団体の財務情報等の分かりやすい開示を推進するとともに、再建法制の適切な見直しを検討。

平成19年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

| 区分 | 18年度 | 19年度 | | | 特記事項 |
|----------------|------|------|------|--------|------------------------|
| | | | 増減 | 伸び率(%) | |
| (歳出) | 兆円 | 兆円 | 兆円 | % | |
| 給与関係経費 | 22.6 | 22.7 | 0.1 | 0.3 | |
| 退職手当以外 | 20.5 | 20.2 | △0.3 | △1.7 | 基本方針2006(定員5年間△5.7%等) |
| 退職手当 | 2.0 | 2.5 | 0.5 | 21.2 | |
| 一般行政経費 | 25.2 | 25.5 | 0.3 | 1.1 | |
| 補助 | 10.7 | 11.0 | 0.3 | 2.3 | H⑩概算要求基準 |
| 単独 | 13.5 | 13.5 | 0.0 | 0.0 | 基本方針2006(前年度同程度の水準)、注4 |
| 国民健康保険関係事業費 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 3.5 | |
| 投資的経費 | 16.9 | 16.4 | △0.5 | △3.0 | |
| 直轄・補助 | 6.8 | 6.6 | △0.2 | △3.0 | H⑩概算要求基準 |
| 単独 | 10.1 | 9.8 | △0.3 | △3.0 | 基本方針2006(国と同様)、注4 |
| その他の | 18.5 | 18.6 | 0.1 | 0.7 | 公債費の増 |
| 一般歳出計 | 66.5 | 66.3 | △0.2 | △0.2 | |
| 計 | 83.2 | 83.2 | 0.0 | 0.0 | |
| (歳入) | | | | | |
| 地方税等 | 38.6 | 39.6 | 1.0 | 2.6 | |
| 地方税 | 34.9 | 38.9 | 4.0 | 11.5 | H⑩は税源移譲を含む |
| 地方譲与税 | 3.7 | 0.7 | △3.0 | △80.7 | H⑩は所得譲与税を含む |
| 地方特例交付金等 | 0.8 | 0.5 | △0.3 | △42.7 | 減税補てん分は段階的に縮小・廃止 |
| 地方交付税 | 15.9 | 15.5 | △0.4 | △2.5 | |
| 国庫支出金 | 10.2 | 10.2 | 0.0 | △0.1 | H⑩概算要求基準 |
| 地方債 | 10.8 | 10.5 | △0.3 | △2.5 | |
| うち臨時財政対策債等(※1) | 3.4 | 3.1 | △0.3 | △8.0 | |
| その他の | 6.8 | 6.8 | 0.0 | 0.0 | |
| 「一般財源」(※2) | 58.7 | 58.7 | 0.0 | 0.0 | |
| 計 | 83.2 | 83.2 | 0.0 | 0.0 | |

注) 1 国のH⑩概算要求基準、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定」等を前提に作成したものであり、計数は全て仮置きである。

2 地方財政対策等は平成16年度から平成18年度までに講じていた方式と同様の方式と仮定して積算しており、当該仮試算により計算した財源不足額7.3兆円(H⑩8.7兆円)について、臨時財政対策加算等の対策を講じることを前提としている。また、交付税特別会計借入金の償還は当該仮試算においては計上していないが、交付税特別会計の健全化等の観点も踏まえ別途検討することとしている。今後、地方財政収支の状況等について検討を加えるとともに、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく所要の措置を講ずることとしている。

3 ※1の「うち臨時財政対策債等」は臨時財政対策債及び減税補てん債の合計額、※2の「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税、臨時財政対策債等の合計額である。

4 一般行政経費(単独)と投資的経費(単独)の一体的かい離是正については、平成17年度決算の数値の確定等を踏まえ検討・対応することとしている。

平成19年度 地方交付税・地方特例交付金等 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(単位:億円)

| 項 目 | 平成19年度 | | 増 減 額 (A-B) | 増 減 率 C/B (%) | 備 考 |
|-------------------------|----------|----------|----------------|---------------------|-------|
| | 要求額 A | 予算額 B | | | |
| <地方交付税> | | | | | |
| 一般会計からの 繰入れ ① | 147,608 | 137,425 | 10,183 | 7.4 | 入口ベース |
| うち法定率分 | 133,435 | 125,267 | 8,168 | 6.5 | |
| 法定加算分 | 8,694 | 5,129 | 3,565 | 69.5 | |
| 臨時財政対策加算分 | 5,479 | 7,029 | △ 1,550 | △ 22.1 | |
| 新規借入金 | 8,360 | 11,610 | △ 3,250 | △ 28.0 | |
| 借入金償還 | 0 | △ 799 | 799 | 100.0 | |
| 借入金等利子 | △ 6,900 | △ 6,773 | △ 127 | △ 1.9 | |
| 前年度からの繰越分 | 6,031 | 12,908 | △ 6,877 | △ 53.3 | |
| 剰余金の活用 | 0 | 4,700 | △ 4,700 | △ 100.0 | |
| 返還金 | 3 | 2 | 1 | 59.9 | |
| 計 | 155,101 | 159,073 | △ 3,972 | △ 2.5 | 出口ベース |
| <地方特例交付金等> | | | | | |
| 一般会計からの 繰入れ ② | 4,672 | 8,160 | △ 3,488 | △ 42.7 | |
| うち特別交付金(減税補てん分) | 4,000 | 7,456 | △ 3,456 | △ 46.4 | |
| 地方特例交付金(児童手当分) | 672 | 704 | △ 32 | △ 4.5 | |
| 一般会計からの繰入れ 合 計 ①+② | 152,280 | 145,585 | 6,695 | 4.6 | |

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

1 この概算要求は、国の概算要求基準、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定」等を前提とした仮置きの計数である。この場合、地方財政対策等は平成16年度から平成18年度までに講じていた方式と同様の方式と仮定して積算しており、臨時財政対策加算は「平成19年度地方財政収支の8月仮試算(概算要求時)」(参考)の財源不足額を基礎にして求めた額を計上している。また、交付税特別会計借入金の償還は概算要求においては計上していないが、交付税特別会計の健全化等の観点も踏まえ別途検討することとしている。今後、経済情勢の推移、人事院勧告の取扱い、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政収支の状況等について検討を加えるとともに、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく所要の措置を講ずることとし、要求内容の修正を行う。

2 国税及び地方税の収税見積り等については、名目経済成長率、弾性値等に関し、「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定」等をもとに一定の前提を置き、機械的に積算している。

3 「前年度からの繰越分」は、国税五税の平成17年度補正後収入見込額と決算額との差額に対応する法定率分の額について、平成18年度において精算した上で平成19年度へ繰り越すものと仮定して計上している。

4 帰書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成18年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。

5 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金等】

この概算要求は、仮置きの計数であり、特別交付金(減税補てん分)については法律に基づき4,000億円を計上するとともに、地方特例交付金(児童手当分)については平成19年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。